

事業承継支援に関する要望
～ 中堅・中小企業が真に使いやすい制度の構築を～

大阪商工会議所

中堅・中小企業の多くが、経営者の高齢化に伴い世代交代期を迎えている。経済成長の原動力である中堅・中小企業の事業承継が円滑に行われなければ、雇用の多くや優れた技術・ノウハウを失うことになりかねない。わが国経済社会の持続的な発展や競争力強化のためには、円滑に事業承継が行える環境整備が急がれるところである。

こうした中、今年度から順次事業承継支援策が強化されることとなり、平成 21 年度税制改正において、長年の課題であった関係税制の抜本的拡充がなされることを評価したい。政府・与野党におかれては、今後の制度設計に際し、わが国経済の基盤強化につなげるべく、中堅・中小企業にとって真に使いやすい支援策を講じられるよう強く要望する。

記

．使いやすい事業承継税制（取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度）の創設

1．計画的な事業承継に資する、株式の生前贈与に関わる税制措置の創設

現経営者から後継者への株式の計画的な生前贈与を促し、後継者への円滑な事業承継を図ることが重要である。そのため、相続時精算課税制度を活用した、取引相場のない生前贈与株式を「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の適用対象とするなど、株式の生前贈与を促進する税制措置を講じられたい。

2．取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の制度設計の明確化

(1) 課税（納税猶予税額）の免除

事業承継が円滑に行われるためには、現経営者の生前から後継者へ計画的に事業承継を行うことが重要である。そのため、後継者の死亡時以外に、後継者がさらに次の後継者へ当該株式を生前贈与した場合も課税を免除されたい。また、中堅・中小企業の不安定な経営実態に鑑み、後継者に過度な負担を強いることがないよう、会社が破産・倒産した場合についても課税を免除されたい。

(2) 納税猶予の取り消し対象の除外

中堅・中小企業は激変する経営環境の変化に柔軟に対応しながら、企業の存続・発展を図ることが重要であり、税制が企業の柔軟な組織再編を阻害することがあってはならない。そのため、事業継続期間経過後について、組織再編の相手方企業の株式以外に対価を受け取っていない場合など、一定の場合には、納税猶予を取り消すことがないよう措置されたい。また、後継者の経営意欲を殺ぐことがないよう、中小企業が大企業に成長した場合を同様に納税猶予の取り消し対象から除外されたい。

(3) 事業継続要件の柔軟な運用

中堅・中小企業においては、従業員の急な退職などにより一時的に雇用の8割を維持することが困難な場合もある。そのため、毎年の報告時点において一時的に雇用の8割を下回った場合等には、一定の猶予期間を設けるなど、即刻認定を取り消すことがないよう柔軟な運用を検討されたい。

3. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度と特定同族会社事業用宅地特例との併用

事業承継において、会社の事業に供している土地を事業活動に支障をきたすことなく、円滑に後継者に承継することが極めて重要である。そのため、新たに創設される取引相場のない株式の納税猶予制度と、特定同族会社事業用宅地特例（現行：400m²まで80%を減額する措置）との併用を認められたい。

事業承継円滑化支援事業の強化

1. 事業承継円滑化支援事業予算の一層の拡充

中堅・中小企業経営者の高齢化が進展する中、新たに設置された事業承継支援センターを始めとする、事業承継支援体制の強化が重要になっている。そのため、事業承継支援センターの支援体制やPR活動を強化するなど、事業承継円滑化支援事業予算の一層の拡充を図られたい。

2. 事業承継支援センターの機能強化

中堅・中小企業経営者の高齢化が進展する一方で、後継者の不在によって、やむなく廃業する中堅・中小企業が増えている。そのため、後継者不在の中堅・中小企業と開業希望者の情報を全国規模で集約した、開廃業マッチング支援データベースを構築するとともに、マッチングをサポートする応援コーディネータの増員を図るなど、事業承継支援センターにおける、廃業と開業のマッチング機能を強化されたい。

3. 「事業承継取り組み状況簡易判断ツール(仮称)」の開発

円滑な事業承継のためには、早期にその取り組みを開始し、後継者に計画的に事業を承継させていく必要がある。そのため、中堅・中小企業経営者の事業承継への関心を高め、事業承継に向けて不足している事項を洗い出すことができるよう、インターネット上で自社の取り組み状況を簡単にチェックできる簡易判断ツールを開発されたい。

4. 事業承継制度融資の延長

中堅・中小企業の事業承継においては、個人や会社による事業用資産や株式の取得、相続税の納税資金など、一時に多額の資金が必要となる場合が多い。そこで、今後本格化する中堅・中小企業経営者の世代交代に対応するため、事業承継資金に関する融資制度の延長を図られたい。

その他留意点

(1) 相続税の見直しについて

相続税の課税方式の変更や、相続税の総合的な見直しにあたっては、事業承継税制の抜本の見直しに伴う課税の適正化にも留意しつつ、大幅な改正については慎重に検討すべきであり、とりわけ中堅・中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、事業活動に不可欠な事業用資産の後継者への集中を阻害することがないように特段の配慮を払われたい。

(2) 支援制度の申請手続きの簡素化等

中堅・中小企業が事業承継支援策を利活用しやすいよう、わかりやすく、簡素な手続きとするよう配慮されたい。

以 上